

合併協定項目のうち

「合併までに調整」等となっている項目の調整内容

事務事業調整一覧(合併協定書で「合併までに調整」等となっている項目)

番号	合併協定書 項目番号	項目事項	協議会確認内容(合併協定書及び協議会提出資料より)	調整内容
1	9	旧町村の慣行の取扱いについて	新町の町章・町民憲章・花、鳥、木・町歌については、 合併までに調整 し、新町において新たに定める。	町章については、公募をし選定した。合併時に告示。
2	12	地方税の取扱いについて	個人町(村)民税・法人町(村)民税・固定資産税・軽自動車税・町(村)たばこ税・入湯税・鉱産税・特別土地保有税については、町税として現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 納期については、法定納期を基本に、納税者の納付性を考慮し、各税目の納付月の重複を回避し、地域性を加味して 統一納期を定める 。	平成16年4月1日より各町村条例改正を行ない統一納期とした。
3	13	一般職員の身分の取扱いについて	現に南部町、南部川村の一般職の職員である者は、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。 具体的な調整内容 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、適正化に努めるものとする。 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から 合併時に調整 し、統一を図る。 職階については、 合併時に職名と共に級分類を調整し統一を図る 。 職員の給与については、適正化の観点から統一を図る。現職員については、現給を保障し、合併後速やかに給料の格差是正を行う。	平成16年10月1日の専決処分により制定する。 みなべ町職員定数条例 みなべ町職員の職名に関する規則 みなべ町課事務分掌規則
4	14	特別職の身分の取扱いについて	新町の職務執行者については、南部町長と南部川村長が別に協議して定めるものとする。 特別職及び行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法に定めのある場合は、その規定を適用する。なお、当該規定のない場合は南部町長と南部川村長が協議して定めるものとする。	みなべ町長職務執行者 両町村長で協議の上決定 法令で設置義務付けの審議会委員は職務執行者が任命 個人情報保護審査会委員、情報公開審査委員、防災委員 介護認定審査会委員、国保運営協議会委員ほか
5	15	一部事務組合等の取扱いについて	2町村のみで構成する一部事務組合については、合併の前日をもって当該組合を解散し、合併の日すべての事務及び財産を新町に引き継ぎ、管理、運営は現行どおりとする。 その他の一部事務組合については、2町村は合併の前日をもって当該組合から脱退し、新町において合併の日に当該組合に加入する。	・南部町・南部川村環境衛生事務組合 9月議会 ・田辺市・南部町・南部川村道路組合 解散議決 その他は9月議会で規約の一部改正議決 協議会、協同設置、事務委託は従来通り(脱退と加入手続が必要)
6	17	公共的団体等の取扱いについて	公共的団体については、新町の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合整備について次のとおり調整につとめる。 (1) 2町村に共通している団体については、できる限り 合併時に統合できるよう調整 につとめる。 (2) 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整につとめる。 (3) 独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。	町村より委嘱の委員会(団体)等については新町長より委嘱する

事務事業調整一覧(合併協定書で「合併までに調整」等となっている項目)

番号	合併協定書 項目番号	項目事項	協議会確認内容(合併協定書及び協議会提出資料より)	調整内容
7	18	国民健康保険事業の取扱いについて	<p>国民健康保険税については、合併期日から合併年度の年度末までは旧町村で設定した税率による不均一課税とし、合併の翌年度から一本化した税率を設定する。 国民健康保険税の本算定日は7月1日、納期については7月から翌年の2月末までの8期とする。</p> <p>出産育児一時金、葬祭費の給付額は現行どおりとする。 高額療養費委任払制度及び高額療養費貸付制度については、合併までに調整する。</p> <p>国民健康保健事業の保健事業については、新町において調整する。</p> <p>国民健康保険財政調整基金については、新町における国保財政の健全化に資するため、合併時に両町村の基金全額を持ち寄るものとする。</p> <p>国民健康保険運営協議会の委員数は、人口規模から新町においても現行の12名とする。</p> <p>国民健康保険税の徴収については、新町において口座振替を推進していく。 納税協力団体への補助金の額の算出方法は、合併までに調整する。</p>	<p>・委任払制度は平成16年10月1日専決し、全被保険者対象とする。 ・貸付制度は平成16年10月1日専決し、従来通り残す。</p> <p>平成16年10月1日職務執行者が委嘱する。(12名) 任期は2年とする。</p> <p>平成16年4月1日から2%とすることで統一している。</p>
8	19	介護保険事業の取扱いについて	<p>被保険者の資格管理等にかかわる事務については、2町村に相違がないため現行のとおりとし、新町に引き継ぐ。 要介護認定・要支援認定にかかわる事務 認定調査については、職員が行うケースと委託との併用とし、委託料は1件につき在宅者は3,000円、施設入所者は2,500円とする。 認定審査会については、新町において2合議体とし、委員報酬については合併までに調整し、新町において定める。 保険料の徴収にかかわる事務 第1号被保険者の保険料については、合併時に再算定し新保険料を設定する。なお、所得段階については、6段階方式とする。 第1号被保険者の普通徴収納期については、国民健康保険税の納期と調整する。</p>	<p>平成16年10月1日専決、認定審査会委員設置、報酬条例も専決(日額2万円)</p> <p>平成16年10月1日～平成17年3月31日不均一 平成17年4月1日～一本化 0.3 0.75 1.00 1.25 1.50 1.70</p> <p>7月～2月の8期とする</p>
9	20	消防団の取扱いについて	<p>消防団については、合併時に統合する。 南部町、南部川村の消防団の団員である者については、新町に引き継ぐものとする。 組織、階級、定員、訓練、出動体制、被服等の貸与、福利厚生については、合併までに調整し新町に引き継ぐものとする。 任用、報酬及び出動手当については、合併までに調整し新町で定めるものとする。</p>	<p>出動体制 ・現南部町内での火災については、現行どおり現町消防団が出動し、現村消防団は、各消防倉庫で待機とする。同じく現南部川村で火災があったときも、現町消防団は各消防倉庫で待機とし、必要に応じて応援態勢をとる。 ・現町村境での火災については、隣接する班がそれぞれ出動する。 ・日高広域消防本部からの消防団招集サイレンは、新町全域吹鳴とする。</p> <p>詳細な事項は両町村消防団で調整済み</p> <p>団長は平成16年10月1日職務執行者より任命する。 消防団員の報酬は特別職報酬条例による。(合併時に専決)</p>

事務事業調整一覧(合併協定書の中で「合併までに調整」等となっている項目)

番号	合併協定書 項目番号	項目事項	協議会確認内容(合併協定書及び協議会提出資料より)	調整内容
10	21	1	総務企画関係事業の取扱いについて	<p>平成16年10月1日専決。みなべ町コミュニティ助成事業実施要綱</p> <p>コミュニティ助成事業 公園等整備 事業費の3分の2補助 限度額300万円 (*助成対象は、町管理以外の地域の公園とする) 文化財等保存整備 事業費の3分の2 限度額150万円 その他の事業 事業費の3分の2 限度額100万円</p> <p>町内会館新築等補助金 新築 事業費の2分の1以内 750万円限度 改築修繕 事業費の2分の1以内 300万円限度 但し事業費が30万円以上であること</p>
11	21	1	総務企画関係事業の取扱いについて	<p>定時のチャイム(時報)は、設定する放送機器が第1庁舎と第2庁舎それぞれにあることから、地域の特性に合わせ両町村の現状どおりとする。(機器統一時には一元化する。)</p> <p>南部川地域 午前7時、午前11時、正午、午後5時 南部地域 (岩代地区午前11時)、正午、午後5時(夏季午後5時、午後6時)、午後9時</p> <p>現在南部川村で行っているお悔やみ放送(区長依頼)は、第2庁舎から町民課窓口担当が放送する。午前11時、午後3時 夏休み期間中のラジオ体操放送は廃止する。(南部川区域) 防犯・事故防止目的の児童帰宅放送は、新町において検討する。</p> <p>区長、学校からの放送は、区民会場、学校に遠隔操作装置を設置して、各自で放送してもらう。 既存の放送設備のある区(南部町区域)については、今後設備改修の補助は行わず、区長と相談の上、順次防災無線の遠隔操作装置に変更していく。 地域単位(南部、岩代、上南部、高城、清川の単位)の放送依頼は、第1第2庁舎、各支所で受け付ける。</p>
12	21	3	住民福祉関係事業の取扱いについて	<p>家族介護慰労金支給事業(村単独事業):介護保険制度の活用を推進し、廃止も含めて合併までに調整する。</p> <p>村の「親を大切に介護手当支給条例」は、平成16年9月30日で廃止する。</p>
13	21	3	住民福祉関係事業の取扱いについて	<p>家庭介護用品支給事業は、国の「介護予防・生活支援事業実施要綱」により実施する。 実施方法は現物給付のみか、現物給付及びクーポン券方式(月単位定額)か、委託先と委託料を含め合併までに検討調整をする。 紙おむつ支給事業は、国の補助事業を優先した上で、「和歌山県在宅高齢者支援事業」の紙おむつ事業により実施する。合併までに委託先と調整する。</p> <p>委託先の社協合併時期までは従来通りでやっていく。 新社協設立後業務委託する。</p>
14	21	3	住民福祉関係事業の取扱いについて	<p>障害者(児)福祉手当:国の施策に上乗せした町村単独の制度であり、支給金額や支給対象者、所得制限の有無など、調整方針によっては新町の大幅な負担増となることから、合併までに十分検討調整し制度を一元化する。</p> <p>・対象 : 身障1~4級、療育AB、精神1~3、その他町長が同程度と認める者 ・所得制限: 本人の年金収入および勤労所得、資産所得、事業所得等の合計額が国民年金障害基礎年金2級の年金額から本条例の年金額年額を控除した金額未満の者。(年額約74万円未満の者が対象となる。実質、障害者年金受給者は対象外となる。) 所得金額には専従者給与も含む。</p> <p>・支給金額: 年2回の支給とし、月額5,000円とする。 ・町村負担は、町110+村90=200人×6万=12,000千円必要で3,500千円増の見込</p> <p>・適用は合併時、平成16年10月からとする。(支払いは平成17年3月に半年分)</p>

事務事業調整一覧(合併協定書の中で「合併までに調整」等となっている項目)

番号	合併協定書 項目番号		項目事項	協議会確認内容(合併協定書及び協議会提出資料より)	調整内容
15	21	11	社会教育関係事業の取扱いについて	使用料を規定していない施設については、現在規定している使用料を参考に施設内容・面積等を勘案し 合併までに規定 する。	<p>各施設の使用料については規則で規定し、減免規定を設ける。 照明料 4中学校の体育館(昼間1時間500円、夜間1時間1000円) 南部小学校、上南部小学校の体育館(昼間1時間500円、夜間1時間1000円) その他の小学校体育館(昼間1時間250円、夜間1時間500円)</p> <p>合併時から適用する。</p> <p>小中学生が団体を組織して指導者のもとに行う青少年スポーツ活動での体育館の照明料金については、社会教育や公民館活動と同じく減免規定を設ける。 (想定される団体) 剣道、ジュニアバレー、ジュニアバスケットなど</p>
16	17		公共的団体等の取扱いについて	新町において区長に依頼する業務については、 合併までに調整 する。 新町における区長報酬、文書配布手数料、区への助成・補助等は 合併までに調整 する。	<p>区長は新町の「自治振興委員」として合併時(開庁式)に町長職務執行者が委嘱する。</p> <p>役場が区長に依頼する主な仕事 ・広報、その他の文書の配布 ・災害箇所の報告等 ・その他区内における役場との連絡調整</p> <p>自治振興委員報酬を規定する。(非常勤特別職特別職報酬条例) 報酬額 50,000円(区長個人支払い)</p> <p>自治振興補助金を制定する。(区会計への支払い) 均等割り 50000円 戸数割り 1戸 400円</p> <p>区長への文書配布は、広報及び県民の友配布の月1回とする。 配布手数料 1部70円 配布手数料は、学校配布(高城、清川中学校)を除き、区への支払いとする。</p>